『地域計画』策定に向けた地域説明会

◆『地域計画』ってなに？

地域計画は、将来の農地利用の姿を明確化した未来設計図で、「農地を誰がどのように利用していくか」など、地域関係者が話し合って、問題意識を共有し、意思統一を図りながらまとめる計画です。

※これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」に変更となりました。

①おおむね 10 年後を見据え、地域農業の将来のあり方を定めた計画（文書でまとめたもの）

- 地域農業の現状と課題
- 農用地の集積・集約化に関する目標
- 目標を達成するために必要な取組　　など

②農地一筆ごとに 10 年後の耕作者を地図上に落とし込んだ「目標地図」（耕作者ごとに図面上で農地を色分けしたもの）

※今後は、この目標地図に基づいて、農地の売買・貸借を進めていくことが基本となります。

◆なぜ『地域計画』を作成することになったの？

全国的に高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少、耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、農地が適切に利用されなくなることが心配されています。

このような中において、農地を維持し、食料生産を確保することが喫緊の課題であり、農地の集積・集約化や受け手の確保等に向けてさらに取組を進めることが必要です。

そのためには、将来について地域のみなさんで話し合って、具体的に農地利用の姿を描いていくことが重要となります。

法改正

農業経営基盤強化促進法の改正により、令和７年３月までに全ての市町村において『地域計画』を策定することが義務付けられました。

※農地一筆ごとに 10 年後の利用状況の見通しを地図上に表した「目標地図」を作成することが本改正の主なポイント。

◆地域計画の作成方法

〇各農家集落単位（全 13 集落）で地域計画を策定します。

〇現在の農地利用状況を基本とし、アンケート調査で回答いただいた今後の意向を反映した「目標地図」を作成します。

【目標地図作成のイメージ】

① 現在の農地利用状況

A法人	A法人	C氏
A法人	A法人	E氏
B氏	B氏	F氏

②今後の意向

A法人	A法人	C氏 規模拡大
A法人 規模拡大	A法人	E氏 離農
B氏	B氏 離農	F氏 現状維持

意向を踏まえ、関係者と将来の農地利用について話し合い

③意向を反映した目標地図

A法人	A法人	C氏
A法人	A法人	C氏
A法人	A法人	F氏

※農業委員会が中心となり、出し手・受け手の意向調整を行います。

～ 留 意 事 項 ～

①地域計画（目標地図）には、認定農業者等の担い手に限らず、農地利用を行う中小規模の経営体など、幅広く位置付けることができます。

②話し合いの結果、将来の受け手の調整がつかないことも考えられます。その場合は、今後検討することとして、受け手が見つかったときに変更することもできます。

③地域計画策定後（令和７年４月以降予定）は、この目標地図に基づいて、売買・貸借の権利設定を行うことになりますが、今回、目標地図に位置付けられたことをもって権利を確約するものではありません。あくまでも、現時点の見通しを整理するものであり、今後、状況に変化が生じた場合は、随時変更が可能です。
（目標地図と異なる耕作者に売買・貸借を行う場合は、地域計画の変更手続きを行います。）

④地域計画は、必要に応じて随時変更ができるほか、おおむね５年ごとに見直しを行う予定です。

⑤地域計画策定後は、原則として、北海道農業公社（農地バンク）を経由して売買・貸借を行うこととなります。

⑥地域計画は国の各種支援制度と連携されています。
目標地図に位置付けられなければ支援を受けられない場合があります。
【位置付けが要件となっている主な事業】
- 担い手確保・経営強化支援事業（いわゆる５割事業）
- 農地利用効率化等支援交付金（いわゆる３割事業）
- スーパーL 資金金利負担軽減措置（５年間無利子化）
- 農業経営基盤強化準備金制度　　など

※上記事業については、認定農業者である必要もあります。

◆策定に向けたスケジュール

６月～	地域説明会（各対象集落で開催）
７月～	・町（産業振興課）が主体となり、地域計画作成に向けた協議
	・農業委員会が主体となり、目標地図作成に向けた地域協議
１２月	地域計画（目標地図）素案完成
１月～	地域計画素案の説明会
３月	地域計画の策定（完成）

本日は、地域説明会にご出席いただきありがとうございました。